

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年十二月二十五日奈良県指令郡土第四一―六二号

平成二十八年二月十八日奈良県指令郡土第四一―六二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年二月二十五日郡土第五五七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年二月二十五日郡土第一七六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市壱分町六八番一八、六八番一五八、六八番一五九、六八番一六〇、七〇番六

六、七〇番六八、七〇番七〇、七〇番七一、七〇番七二、七〇番七四、七〇番七五及

び七〇番七七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市さつき台二丁目四五一番地一九八

株式会社ランド・パートナーズ 代表取締役 喜田知之

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市壱分町六八番一八、七〇番六六及び七〇番六八

下水道 生駒市壱分町六八番一八及び七〇番六八の各一部